

『指定難病医療費助成制度』新規申請について

R8.7.1~

指定難病と診断され、国の定める基準を満たした場合、「指定難病医療費助成制度」による医療費の助成を受けることができます。令和7年4月以降、対象疾患(指定難病)が348疾患に拡大されました。

医療費助成の対象となるかたは、下記のいずれかを満たすかたです。

- 1.指定難病の診断基準を満たし、重症度が国の定める基準を満たすかた
- 2.指定難病の診断基準を満たしているが、重症度が国の定める基準を満たしていないかたのうち、申請月以前の12か月以内に指定難病にかかる医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あるかた(※軽症高額)

医療費の助成内容

◆所得に応じて医療費の月額自己負担上限額が定められています。

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合 2割(※1)		
			月額自己負担上限額(外来+入院+薬+訪問看護)		
			一般	高額かつ長期(※2)	人工呼吸器装着者
生活保護	—		0円	0円	0円
低所得Ⅰ	市民税 非課税 (世帯)	本人年収82万6,500円 以下	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ		本人年収82万6,500円 超	5,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ	市民税 課税以上(所得割額)7.1万円未満		10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ	市民税(所得割額) 7.1万円以上25.1万円未満		20,000円	10,000円	
上位所得	市民税(所得割額) 25.1万円以上		30,000円	20,000円	

※1 患者負担割合:原則2割負担(医療費負担割合が1割のかたは1割負担)

※2 「高額かつ長期」:支給認定を受けた指定難病の月ごとの医療費総額(保険適用前の10割の額)が、5万円を超える月が年間6回以上ある場合、自己負担上限額が軽減されます。申請した翌月から対象となります。

※軽症高額について

申請日の属する月から12か月前の月

令和7年								令和8年						
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
			12 か 月	11 か 月	10 か 月	9 か 月	8 か 月	7 か 月	6 か 月	5 か 月	4 か 月	3 か 月	2 か 月	申 請 月
33,330円超	○	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○

過去12か月以内に
医療費総額が
33,330円を超え
た月が3月以上ある
ため、申請可。

【医療費総額 33,330円を超える場合の目安】

自己負担割合	1か月の自己負担総額 (指定難病に係るものに限る)
3割	10,000円以上
2割	6,660円以上
1割	3,330円以上

全て必要！
✓で確認！

□①指定難病医療費支給認定申請書…申請者は患者本人(代筆可)又は保護者(患者ご本人が18歳未満の場合)、成年後見人等の代理人になります。

□②臨床調査個人票…難病指定医が記載(記載年月日が6か月以内のもの)

□③世帯全員の住民票…マイナンバーの記載があるもの(発行から3か月以内のもの)

□④医療保険の資格情報が確認できる書類※のコピー

※保険者から交付される「資格情報のお知らせ」か「資格確認書」、またはマイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」のいずれか

□⑤市民税の(非)課税証明書(源泉徴収票や納税証明書は不可)

※申請日によって必要となる年度が異なります。

申請日が令和8年6月30日まで…令和7年度分 申請日が令和8年7月1日以降…令和8年度分

提出書類		提出書類の対象者	
医療保険の種別		④医療保険の資格情報が確認できる書類のコピー	⑤市民税の(非)課税証明書
国民健康保険 (福島市国保、退職国保、各種国民健康保険組合〔医師/歯科医師/建設/一般国民健康保険組合〕等)		同じ国保に加入しているかた 全員分	同じ国保に加入しているかた 全員分 (中学生以下は不要)
後期高齢者医療制度		同じ住民票上で、後期高齢に加入しているかた 全員分	同じ住民票上で、後期高齢に加入しているかた 全員分
被用者保険 ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 等	患者が被保険者本人	患者本人分のみ	患者本人分のみ
	患者が家族(被扶養者)	被保険者及び患者分 (患者本人の医療保険の資格情報に被保険者名がある場合は、患者分のみで可)	被保険者分 ※患者が18歳未満(保護者が申請)で、被保険者が市民税非課税の場合、両親分も必要となる場合があります。 ※被保険者が市民税非課税の場合、患者分も必要です。 (15歳未満は不要)

該当のかたが提出する書類

□⑥同意書(医療保険が共済組合かつ非課税世帯の方)※代筆の場合、患者本人の押印が必要です。

□⑦マイナンバーの記載がない住民票の場合

→「マイナンバーカード」のコピーもしくは「通知カード(記載事項に変更がない場合のみ)」のコピー

□⑧非課税世帯でかつ患者本人(18歳未満は保護者)が、

・遺族年金、障害年金の給付がある場合→「年金振込通知書」か「年金額改定通知書」のコピー

・特別児童扶養手当等の給付があった場合→振込通知書のコピー

※申請日によって必要となる年が異なります。

申請日が令和8年6月30日まで…令和6年分 申請日が令和8年7月1日以降…令和7年分

□⑨同一世帯内に指定難病または小児慢性特定疾病の受給者がいる場合

→ご家族の「指定難病医療費受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証(給付決定通知書)」のコピー

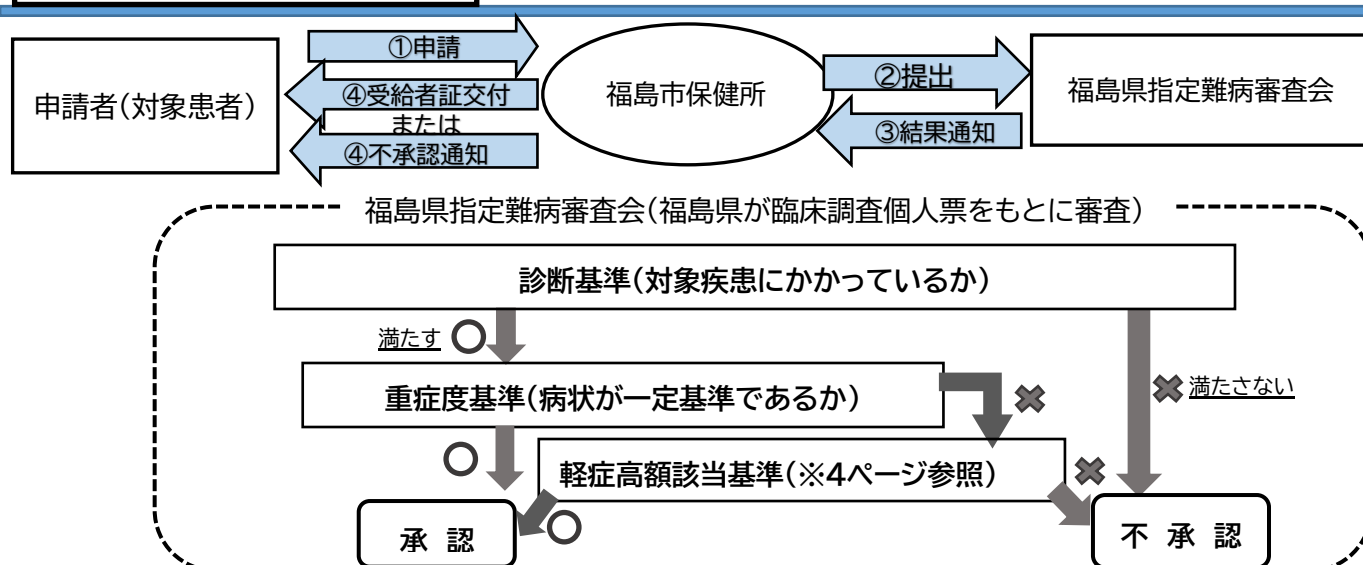
□⑩生活保護を受給している場合→生活保護受給証明書

※生活保護受給者で医療保険に加入していない場合④、⑤、⑥は不要

□⑪「軽症高額」該当者→医療費申告書、指定難病に係る医療費等の領収書(コピー可)

該当者のみ！
✓で確認

申請結果が出るまでの流れ



◆申請結果が出るまでに、4 か月程度かかります。受給者証の有効期間内に指定医療機関で支払った医療費のうち、自己負担上限額を超えた額等は後日還付を受けることができます。還付手続きの際に『領収書』が必要です。還付請求まで大切に保管してください。受給者証を送付する際に、手続きに必要な書類を同封します。

◆氏名・住所・医療保険の資格情報の変更があった場合には、すみやかに保健所へ申請してください。

◆課税額や医療保険の資格情報の変更により、自己負担上限額が変更になる場合があります。

※詳しくは、福島市保健所感染症・疾病対策課までお問い合わせください。

留意点

◆審査の結果、認定基準を満たさない等の理由により返戻や不承認となる場合があります。

◆記入漏れや提出書類が不十分な場合、書類をお返したり、追加提出・確認をお願いすることがあります。

受給者証の有効期間

◆有効期間開始日が令和8年6月30日までの場合…令和8年12月31日(令和8年中の更新申請が必要です)

◆有効期間開始日が令和8年7月1日以降の場合…令和9年12月31日

※満了後も引き続き受給を希望されるかたは、更新のお手続きが必要です。更新の案内は県または市より郵送されます。

有効期間開始日＝難病指定医による診断日

※申請日から最長1か月の遡りが可能です。

※軽症高額に該当されるかたは、開始日が「軽症高額の基準を満たした日の翌日」になります。

保健所にて新規申請

有効期間

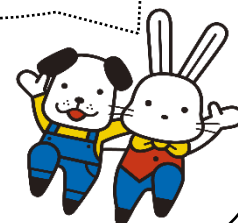
有効期間は重症度分類を満たしていると診断された日等から開始となります。※診断日から1か月以内に申請を行わなかった場合、やむを得ない理由がある場合のみ最長3か月まで延長できます。

(例)臨床調査個人票の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した など

《申請・お問い合わせ先》

福島市保健所 感染症・疾病対策課 難病支援係
〒960-8002
福島市森合町10-1(福島市保健福祉センター内)
TEL:024-573-4384
FAX:024-525-5701

指定難病医療費助成制
度や難病に関する相談等
を受け付けています。



※難病に関する情報発信を市公式LINEで行っています！

右の二次元コードを読み取る > 「福島市」を友だちに追加 >
トーク画面を開く > 「受信設定」を選ぶ >
希望する情報の「健康」を選び、ページ下部の設定を押す

